

## 第429回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和3年11月1日（月）
- 2 開催年月日 令和3年12月15日（水）午後1時30分から午後2時12分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館 5階大会議室
- 4 出席者

### 委員（11名）

大井誠治会長、菅野信弘委員、渡部容子委員、熊谷正樹委員、砂田光保委員、小川原泉委員、亙理榮好委員、三田地和彦委員、藏徳平委員、湊謙委員、  
梶健一郎委員

[欠席4名：八木橋美紀委員、金澤秀男委員、平井俊朗委員、斎藤千加子委員]

### 岩手県

山口水産担当技監兼水産振興課総括課長、阿部漁業調整課長、野澤振興担当課長、小川特命課長、遠藤主任主査、山根技師、田代技師、  
山本沿岸広域振興局技術主幹兼水産振興課長、赤平大船渡水産振興センター所長、神宮古水産振興センター所長、森山県北広域振興局水産部長、  
筒井漁業取締事務所長、稲荷森水産技術センター所長

### 事務局

前川事務局長、日向事務局次長、田中主査

### 傍聴者

なし

### 報道関係者

岩手日報社 鎌田佳佑

## 5 委員会の議事

第1号議案 令和4管理年度における岩手県の特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群）の漁獲可能量について（諮問）

第2号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

協議事項 かじき突棒漁業の操業制限に関する委員会指示の取扱いについて

報告事項 令和3管理年度における岩手県の特定水産資源（まいわし太平洋系群）の漁獲可能量の変更について

## 6 委員会の経過

### 前川事務局長

それでは、定刻になりましたので、会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

### 大井会長

ただ今から、第429回岩手海区漁業調整委員会を開催いたします。開催に当たり、一

言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、御多忙中のところ、御出席をいただきありがとうございます。また、県の方々にも、出席をいただき御苦勞様でございます。

さて、本日の議案でございますが、「令和4管理年度における岩手県の特定水産資源の漁獲可能量について」と「知事許可漁業の制限措置等について」の2件の諮問でございます。また、協議事項といたしまして、「かじきの突棒漁業の操業制限に関する委員会指示の取扱いについて」を予定しております。よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。開会に当たりましての挨拶といたします。御苦勞様でございます。

#### 前川事務局長

どうもありがとうございました。それでは、これからの議事進行につきましては会長にお願いをいたします。

#### 大井会長

それでは議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。本日は、金澤秀男委員、斎藤千加子委員、八木橋美紀委員、平井俊朗委員の4名が欠席でございます。11名の委員に出席いただいておりますので、会議は成立をいたします。

次に議事録署名委員についてでございますが、岩手海区漁業調整委員会会議規程第8条第2項の規定により、私から指名させていただきます。議事録署名委員として、砂田光保委員と熊谷正樹委員の2名によりよろしくお願いをいたします。

#### 大井会長

それでは早速ではございますが、第1号議案「令和4管理年度における岩手県の特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群）の漁獲可能量について」の諮問を上程します。事務局から説明をお願いいたします。

#### 前川事務局長

それでは第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。第1号議案「令和4管理年度における岩手県の特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群）の漁獲可能量について（諮問）」。要旨、岩手県知事から漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第4項の規定により、農林水産大臣からさんま、まあじ、まいわし太平洋系群の本県漁獲可能量に係る通知があったことから、同法第16条第1項の規定による知事管理漁獲可能量を定めるに当たり、同条第2項の規定により当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します漁業法の規定について御説明いたしますので、資料の8ページを御覧願います。漁業法の抜粋になります。第15条第1項において、農林水産大臣は、特定水産資源ごと及びその管理年度ごとに、次に掲げる数量を定めることとされており、同項第2号で、漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量が規定されております。この数量を定めたときは、同条第4項で、その数量を当該都道府県知事に通知することが規定されております。

また、第16条第1項では「都道府県知事は、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量を定めるものとする。」とされ、同条第2項において「都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」と規定されておりますことから、これが今般の諮問の法的根拠となるものでございます。

それでは、知事からの諮問の内容につきまして御説明いたします。1ページを御覧願います。令和3年11月29日付けで、知事から当委員会の会長宛てに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、「令和4管理年度における岩手県の特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群）の漁獲可能量について（諮問）」。その後の本文の内容につきましては、先ほど御説明いたしました農林水産大臣からの通知、知事管理漁獲可能量を定めるに当たっての諮問の根拠法令が記載され、結びに「貴委員会の意見を求めます。」となっております。

なお、知事管理漁獲可能量については2ページ以降に添付しておりますので、諮問内容の詳細につきましては水産振興課小川特命課長から御説明をお願いします。

#### 小川特命課長

それでは、御説明をいたします。水産振興課小川でございます。3ページを御覧願います。農林水産大臣から、令和4年1月1日から12月31日までの令和4管理年度のさんま、まあじ、まいわし太平洋系群の岩手県漁獲可能量を、さんまを2,200トン、まあじを現行水準、まいわし太平洋系群を1万2,500トンとする通知がございました。なお、まあじの現行水準とは、岩手県の現行の漁獲量であれば、その資源に与える影響は少ないものとして、配分数量を明示せずに配分されるものでございます。

4ページを御覧願います。岩手県の資源管理を行うための方針を示した岩手県資源管理方針でございます。これのうち別紙というものがございます。

7ページを御覧願います。さんまの具体的な資源管理方針別紙（1-3）でございます。第2のところ、さんまの採捕を行う水域において、さんまを採捕する全ての漁業に対し、第3の1のところ「95パーセント（1キログラム未満の漁獲可能量がある場合は、1キログラムに切上げ）を岩手県さんま漁業へ、残りを県の留保分に充てる。」とあります。

5ページ目を御覧ください。まあじの具体的な資源管理方針（別紙1-1）でございます。第2で、まあじの採捕を行う水域において、まあじを採捕する全ての漁業に対し、第3のところ「全量を岩手県まあじ漁業に配分する。」とあります。

6ページ目を御覧ください。まいわし太平洋系群の具体的な資源管理方針（別紙1-2）でございます。第2で、まいわし太平洋系群の採捕を行う水域において、まいわし太平洋系群を採捕する全ての漁業に対し、第3の1で、「95パーセント（1キログラム未満の漁獲可能量がある場合は、1キログラムに切上げ）を岩手県まいわし漁業へ、残りを県の留保分に充てる。」とあります。

戻って2ページ目を御覧願います。知事管理漁獲可能量を示す案文でございます。表を御覧願います。表の標題、特定水産資源、管理区分、採捕に係る水域、そして管理の手法は記載のとおりでございます。

さんまの知事管理漁獲可能量は95パーセントに当たる2,090トン、残り県の留保は残り110トン、まあじの知事管理漁獲可能量は現行水準、まいわし太平洋系群の知事管理漁獲可能量は95パーセントに当たる1万1,875トン、県の留保は残り625トンと定めるようにする案文でございます。

なお、今回お示しした案文は漁獲可能量の当初設定ですが、当初設定の後、漁獲可能量の変更があった場合には、令和3年7月15日に開催された第427回岩手海区漁業調整委員会にお諮りした事例と同様、岩手県資源管理方針に則り、機械的に知事管理漁獲可能量と県の留保に配分し、事後の海区委員会でお諮りさせていただきたいと思っております。

以上が説明となりますが、今回の漁獲可能量を定めることに当たり、諮問の内容の変更を伴わない字句の修正につきましては、県に御一任いただくようお願いいたします。

それでは御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 大井会長

ただ今、第1号議案について事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等ございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

#### 大井会長

ございませんか。

#### 大井会長

御意見等がなければ、第1号議案についてお諮りをいたします。第1号議案「令和4管理年度における岩手県の特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群）の漁獲可能量について」、異議のない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

（全委員挙手）

#### 大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議のない旨、答申することを決定いたします。

---

第1号議案終了

---

#### 大井会長

それでは続きまして第2号議案でございますが、これは、「知事許可漁業の制限措置等について」の諮問を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

#### 前川事務局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、青色の表紙の資料を御準備願

います。第2号議案「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」。要旨、岩手県知事から、岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第4条第1項第4号に掲げる知事許可漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当たり、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します法令の内容について御説明いたしますので、資料の8ページを御覧願います。漁業法の抜粋になります。第42条第1項において、都道府県知事は、許可又は起業の認可をしようとするときは、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の規則で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならないこと、また、第3項では、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないことが規定されております。

ページを戻っていただきまして、6ページ、7ページに岩手県漁業調整規則の抜粋をお示ししております。まず、6ページの第4条第1項に、知事の許可を要する漁業について規定されておりますが、今般の諮問の対象となります漁業につきましては、ゴシツクで下線を引いている箇所、第4号のかじき等流し網漁業になります。

次に7ページになりますが、第11条第1項で、先ほど御説明いたしました漁業法第42条第1項のその他の規則で定める事項として、第1号の漁業種類から第6号の漁業者の資格まで、具体的に規定されております。さらに同条第3項において、「公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」と規定されておまして、この規定と前段の漁業法第42条第3項の規定が、知事からの諮問の根拠となっているものでございます。

それでは、知事からの諮問の内容につきまして御説明いたします。1ページを御覧願います。令和3年11月24日付けで、知事から当委員会の会長宛てに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」。その後の本文の内容につきましては、先ほど御説明いたしました諮問の根拠となる岩手県漁業調整規則及び漁業法の関係条項が記載され、結びに「貴委員会の意見を求めます。」となっております。

なお、制限措置等の内容については2ページ以降に添付しておりますので、詳細につきましては水産振興課阿部漁業調整課長から御説明をお願いします。

#### **阿部漁業調整課長**

それでは、知事許可漁業の制限措置等について御説明させていただきます。お手元の資料4ページをお開き願います。1番目の趣旨を御覧ください。改正漁業法が昨年12月1日に施行されまして、知事許可漁業の新たな事務手続きとしまして、あらかじめ許可

する数などの制限措置等を公示して申請を募集する必要がでています。今回の諮問は、対象となる知事許可漁業の制限措置等を定めることをご諮りするものでございます。

2番目の制限措置を御覧ください。法律改正前におきまして、知事許可漁業の事務手続きは、県が策定した許可等の取扱方針を根拠としておりましたが、法の改正によりまして、新たに取扱方針の一部を制限措置として定めることになっております。具体的には、表の中の網掛け部分の、許可又は起業の認可をすべき船舶等や漁業者の数、それと漁業者の資格、漁業種類、船舶の総トン数、操業区域、漁業時期が該当いたします。

次のページ、5ページを御覧ください。3番目、今回の対象漁業でございます。今回の対象となる漁業種類は、かじき等流し網漁業でございます。許可申請を募集するに当たりまして特に重要となります、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、いわゆる許可枠と申しておりますが、その考え方を御説明します。当該漁業は、水産庁から、国際的な資源保護の観点において、現在、許可隻数を増やさないよう技術的な助言がございますことから、公示する許可の数は、現在の許可隻数と同数とするものでございます。具体的には、岩手県の現在の許可数は1隻、許可の要望数、これ3隻ございますが、水産庁からの技術的助言に従いまして、公示する許可の数も1とすることを考えてございます。また、県外船でございますが、現在の許可数1に対して、許可の要望数が現在の許可数と同数の1となっておりますので、公示する数も1というふうに考えてございます。

それでは、資料の2ページにお戻り願います。こちらに、今回、諮問いたしますかじき等流し網漁業の制限措置等の公示案を示してございます。表の中には、制限措置の内容を整理しておりまして、表の一番右側に、先ほど説明いたしました許可枠の数を示してございます。(2)には許可申請の期間を示してございます。また、(3)には備考として、許可の有効期間、後は、許可の条件を示してございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

**大井会長**

ただ今、第2号議案について事務局及び県から説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

**大井会長**

ございませんか。

(「はい」の声)

**大井会長**

御意見等がなければ、第2号議案について、お諮りをいたします。

第2号議案「知事許可漁業の制限措置等について」、異議のない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

## 大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議ない旨、答申することに決定をいたします。

---

## 第2号議案終了

---

## 大井会長

これで本日の議案については、以上でございます。

次に、協議事項に入ります。それでは、「かじき突棒漁業の操業制限に関する委員会指示の取扱いについて」を、事務局から説明をお願いします。

## 前川事務局長

はい、それでは、「かじき突棒漁業の操業制限に関する委員会指示の取扱いについて」、御説明いたしますので、黄色い表紙の資料を御準備願います。表紙をめくっていただいて1ページ目を御覧願います。ここに本日御協議させていただきます内容を整理してございます。1の趣旨でございますが、平成28年度から発動してまいりましたかじき突棒漁業の操業制限に係る岩手海区漁業調整委員会指示につきましては、所期の目的を達成したと判断されますことから、今年度、令和3年度をもって終了とすることについて、御協議させていただくものでございます。このかじき突棒漁業の委員会指示につきましては、別途、委員会が承認漁業として指示を発動しておりましたまぐろ・かじき流し網漁業との調整において、操業海域や操業時期が競合する当該かじき突棒漁業の操業実態を把握するために、平成28年4月から現在まで発動してきているものでございます。

今年4月から、新たに委員に御就任いただいている方々におかれましては、初めて耳にする指示かと思いますので、この調整・指示発動の経緯を、若干、御説明させていただきます。調整の対象となっておりますまぐろ・かじき流し網漁業についてでございますが、資料の2の(1)のところからになります。歴史が古くて委員会としては昭和48年から承認制とする委員会指示を発動してきたもので、この間、平成24年にこの流し網漁業を営む一部の漁業者から、委員会指示の操業条件の緩和に係る見直しの要望がございました。この要望に対しまして、委員会として操業条件の見直し案を協議したところでございます。その見直し案の主な制限内容を、この1ページの中ほどから若干下に参考として表に整理してございます。総トン数20トン未満の小型船の経営の安定化に配慮した見直しとして、操業承認期間の終期を8月31日から10月15日に延長し、操業禁止区域を距岸50海里内から35海里内に縮小する案を、委員会で協議・決定したもので、この見直し案について、事務局において平成25年から26年にかけて、この流し網漁業と操業海域等が競合する関係漁業団体の意向確認と調整に動いたところでございました。その結果、かじき突棒漁業やはえ縄、いか釣り漁業者等からは、操業に大きな障害になること、あるいは漁獲に大きく影響することなど、操業条件を緩和する見直し案に反対する意見が大勢を占めることを確認したところでございます。このような状況を平成26年8月に開催した委員会の協議会で報告いたしまして、その結果、関係漁業者から理解

が得られていないという状況を踏まえて、委員会として見直しは行わないことが決定されたところでございます。なお、この協議の中で、当該委員会指示の見直しについては、今後も競合する漁業の操業実態の把握に努めながら、関係漁業者の一定の理解が得られた段階で改めて検討することとされたものです。

このような経過を受けまして、本日御協議いただくかじき突棒漁業についてですが、自由漁業でありまして、しかも漁獲された魚のほとんどが県外の魚市場に水揚げされているということで、情報が非常に少ない状況にありましたことから、委員会としてその操業実態を把握するために届出漁業とする委員会指示を発動したものでございます。

具体的な委員会指示の内容でございますが、次の2ページに現在発動している委員会指示を掲載してございます。ゴシックで示しているところになりますが、2の(1)で「かじき突棒漁業の操業をしようとする者は委員会に届け出なければならない。」こと、それから4の(2)として「届出済証の交付を受けた者は、操業終了後に漁獲成績報告書を提出しなければならない。」こととして、これにより本県沖合海面での当該漁業の操業規模ですとか、漁獲量等の把握に努めてきたものでございます。

その結果について、概要を3ページ、4ページに整理してございますので、まず3ページを御覧願います。1の届出隻数ですが、平成28年から令和3年までの6ヵ年分を整理してございます。平均で見ますと届出隻数の合計は159隻で、概ね160隻程度が本県沖合で操業する可能性があること、県内県外別の届出はほぼ同規模であることが把握できております。なお、県外船の届出の大半は宮城県船となっております。また、2には実操業隻数として、漁獲成績報告書を提出いただいている令和2年までの5ヵ年分をとりまとめしております。平均で見ますと、合計で84隻が操業実績ありという報告で、ここ5ヵ年の操業状況とすれば、1の届出隻数の約半数程度が、実際に、操業、稼働していたという状況が確認できております。また、3には漁獲量を整理してありますが、令和2年で約72トンと一番少なく、逆に多い年は平成30年で約204トンと、年毎の漁獲量の変動が大きいことが分かります。月別の漁獲では、6月から10月にかけて漁獲実績がございまして、そのうち7月、8月の2ヵ月間が主要な操業時期であること、また、漁獲される魚種としては、めかじきが大半を占めるという状況は、年を分けず共通した傾向として把握できております。次に4ページですが、4として魚市場別の水揚量を整理してあります。御覧のとおり、全体の約86パーセントが宮城県の気仙沼魚市場に水揚げされ、県内で見ますと宮古魚市場に全体の約10パーセント程度が水揚げされていることが確認できました。なお、細かいデータにつきましては、この資料の6ページ以降に添付してありますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

それでは恐れ入りますが、もう一度1ページに戻っていただきまして、下の方になります3に漁業制度改正に伴う状況の変化として、かじき等流し網漁業、先ほどの議案でも御審議いただきましたが、かじき等流し網漁業が大臣及び知事許可漁業に移行したことを記載してあります。そもそも、このかじき突棒漁業の操業実態の把握が必要となっ

たのは、最初に御説明したとおり、委員会が別途、承認漁業として指示を発動していたまぐろ・かじき流し網漁業との調整が背景にあったわけですが、ここの制度が大きく変わってございます。

具体的には5ページをお開きいただきたいのですが、国際的に資源が悪化しているまかじきやさめ類の保存管理のため、平成30年1月1日から総トン数10トン以上の漁船によるかじき等流し網漁業については、特定大臣許可漁業に移行しております。また、総トン数10トン未満の漁船による当該漁業については、本県においては同年の4月1日から知事許可漁業による管理に移行しております。これに伴って、これまで委員会が発動してきた「まぐろ・かじき流し網漁業」に係る指示は、平成30年3月31日をもって終了となっている状況でございます。

このように、かじき等流し網漁業が大臣許可、知事許可漁業として、より厳格に管理される制度に移行していることと、前段で御説明したように本県沖合におけるかじき突棒漁業の操業規模や漁獲量等の実態については、漁獲成績報告書から大まかな把握ができたこと、この2つの理由から、所期の目的を達成したものと考えておりますので、今年度、令和3年度の操業をもって当該指示を終了するものとする事務局案でございます。

説明は以上となります。御協議のほど、よろしく願いいたします。

**大井会長**

はい、ただ今、事務局から説明がございましたが、これについて委員の皆様方から御意見、御質問等ございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

**大井会長**

ございますか。

**大井会長**

なければ協議事項について、お諮りをいたします。

「かじき突棒漁業の操業制限に関する委員会指示の取扱いについて」、令和3年度の操業をもって終了とすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

**大井会長**

はい、全員賛成ですので、当該委員会指示は、令和3年度の操業をもって終了とすることといたします。協議事項は、これで終了いたします。

---

協議事項終了

---

**大井会長**

次に、報告事項に移ります。報告事項のこれは「令和3管理年度における岩手県の特定水産資源、これは、まいわし太平洋系群の漁獲可能量の変更について」、県から説明をお願いいたします。

## 小川特命課長

それでは、緑色の表紙の資料により御説明いたします。水産振興課の小川でございます。今回御報告させていただく内容は、令和3管理年度におけるまいわし太平洋系群の漁獲可能量の変更でございます。岩手県における令和3管理年度のまいわし太平洋系群の当初配分は1万4,400トンでしたが、6月にまいわしの漁獲が急激に積み上がったため、三重県から5,000トンの融通を受け、1万9,400トンとなったところです。

2ページ目を御覧願います。農林水産大臣から本県まいわし太平洋系群の漁獲可能量を1万9,400トンから2万3,400トンに変更する旨の通知がございました。

4ページ目を御覧願います。岩手県の資源管理を行うための方針を示しました岩手県資源管理方針でございます。

5ページ目を御覧願います。まいわし太平洋系群の具体的な資源管理方針（別紙1-2）でございます。第2で、まいわし太平洋系群の採捕を行う水域においてまいわし太平洋系群を採捕する全ての漁業に対し、第3の1で「95パーセント（1キログラム未満の漁獲可能量がある場合は、1キログラムに切上げ）を岩手県まいわし漁業へ、残りを県の留保分に充てる。」とあります。また、第3の2において、「1の規定は、本県に配分された漁獲可能量に変更された場合について準用する。」とあり、漁獲可能量の変更があった場合には、1の規定に基づき機械的に配分することとされてございます。

3ページ目を御覧願います。新旧対照表でございます。左側の改正後の表を御覧願います。まいわし太平洋系群の知事管理漁獲可能量についてでございますけれども、先ほど御説明した岩手県資源管理方針（別紙1-2）の第3の2の規定に基づき、令和3年10月1日付け、農林水産大臣から通知のありました2万3,400トンの95パーセントに当たる2万2,230トンをまいわし太平洋系群を採捕する全ての漁業へ配分し、残り5パーセントに当たる1,170トンを県の留保に充てるよう変更し、変更した旨、岩手県のホームページに掲載しました。

今回の変更に係る取扱いにつきましては、令和3年7月15日に開催された第427回岩手海区漁業調整委員会にお諮りしたとおり、漁獲可能量の変更に伴う知事管理漁獲量の配分の変更は、岩手県資源管理方針の規定に基づき機械的に配分し、事後の海区委員会で報告させていただくこととしていたため、今回、変更について御報告するものでございます。説明は以上でございます。

## 大井会長

はい、ありがとうございます。ただ今、県から説明がございましたが、これについて、委員の皆様方から御質問・御意見ございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

まあ今、まいわしは、御承知のとおり、増えている傾向にございます。

## 大井会長

御質問等がなければ、次に、「その他」に移ります。

大井会長

その他でございますが、委員の皆様方から、委員会で共有したい情報等がございますでしょうか。

(「ありません」) の声

大井会長

はい。県から、情報等はございませんか。

阿部漁業調整課長

ございません。

大井会長

はい、ありがとうございます。事務局から何かございますか。

前川事務局長

はい、それでは事務局から2点、御連絡いたします。

1点目ですが、皆様のお手元にこのような簡易ファイルでございますが、事務局で作成しました委員必携を配布させていただいております。漁業調整委員会の制度ですとか、過去の審議案件等、整理しておりますほか、委員会の規程や漁業法等の関係法令を綴りこんでおりますので、業務の参考にしていただければと思います。

2点目ですが、次回の委員会についてでございます。次回、第430回の委員会につきましては、急な案件がない限り、来年2月9日水曜日の開催を予定してございます。時期がまいりましたら、文書で御案内させていただきますので、よろしく願いをいたします。

事務局からは、以上でございます。

大井会長

はい、それでは、これで本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉会といたします。皆様方、大変御苦勞様でございます。ありがとうございました。